



# 金 沢 市 公 報

号外第6号

平成23年(2011年)3月24日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
監査公表	
監査公表(第5号)	(監査事務局) 1

## 監 査 公 表

### ●金沢市監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により職員措置請求書の提出があり、同条第4項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

平成23年3月24日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄

収 監 査 第 140 号  
平成23年3月23日  
(2011年)

林 木 則 夫 様

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄

### 住民監査請求に係る監査の結果について(通知)

平成23年1月25日に提出のあった職員措置請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

#### 第1 請求の受付

##### 1 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

##### 2 請求書の提出日

平成23年1月25日

##### 3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書(別紙第1のとおり)による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 請求人の主張要旨

ア 政務調査費は、一種の補助金であり、調査研究活動のためだけに支出することとされているため、種々の要素が混在する活動の費用の全額を政務調査費として支出することはできず、一定割合で按分して支出することとなる。人件費と事務所費の支出の場合においては、種々の要素が混在する支出である。

イ 人件費は、「議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」であるが、人件費を支出している大半の議員の支出は、提出した支出証拠書類だけでは議員が行う調査研究活動を補助する職員としての業務に専念していた人件費支出であるとは認められないため、野本正人議員、川裕一郎議員、小阪栄進議員、松村理治議員、田中展郎議員、横越徹議員、苗代明彦議員、松井純一議員、安達前議員、井沢義武議員、木下和吉議員及び宮保喜一議員の12名の人件費支出については、各支出額の2分の1は目的外の違法支出である。

ウ 事務所費は、「議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（例）事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等」である。

上田章議員、苗代明彦議員は、議員本人の持ち物であるにもかかわらず各議員が役員をしている法人と当該議員の賃貸借契約書を締結した上で、毎月家賃を支出し、法人発行の領収書を添付しているが、法人の所有物件ではない物件については、当該法人は上記契約書を締結することはできず、毎月の家賃受け取り領収書も発行できないため、上田章議員及び苗代明彦議員の家賃支出は、政務調査費使途基準の事務所費に該当しない。また、事務所の維持管理費、備品ではないトイレットペーパー、ティッシュ等の日用品、ハンガー、モップ代金、アクアマジック飲料代、お茶、お菓子等は政務調査費使途基準の事務所費とは認められておらず、さらには澤飯英樹議員が高額計上している複合機のリース料支出も認められない。

高岩勝人議員、川裕一郎議員、秋島太議員、角野恵美子議員、清水邦彦議員、松村理治議員、久保洋子議員、横越徹議員、田中仁議員、松井純一議員、升きよみ議員、増江啓議員、安達前議員、井沢義武議員、澤飯英樹議員、木下和吉議員及び宮保喜一議員の17名の事務所費支出については、議員が行う調査研究活動のための事務所であり、調査研究活動だけに使用されている専用事務所であるとの証拠書類が添付されていないため、前述した事務所費支出とは認められない支出を除く2分の1（清水邦彦議員は3分の2）は目的外の違法支出である。

エ その他の経費は、「上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費（例）携帯電話の利用料金、自動車の燃料費又はリース料等」であるが、例示されていることで無条件に支出対象と認められているとの誤解を招くので、記載自体が不適切であり、削除されるべきである。

特に、「自動車のリース料」については、議員報酬から支出すべきであり、金沢市を除く中核市においては政務調査費使途基準に例示されておらず、自家用車の購入費が認められていない以上、自動車ローンのように毎月支出されている自動車のリース料、リース車の部品交換費用、タイヤ・オイル交換、車検代を政務調査費支出として認めることは不合理である。

下沢広伸議員、川裕一郎議員、秋島太議員、久保洋子議員、宮崎雅人議員、黒沢和規議員、横越徹議員、田中仁議員、森尾嘉昭議員、安達前議員、澤飯英樹議員、玉野道議員及び木下和吉議員の13名の議員の自動車リース料及び関連支出は、すべて目的外の違法支出である。

オ 人件費及び事務所費の合計額が政務調査費の総支出額の3分の1以上となっている議員は、金沢市議会議員40名の半分以上の25名もあり、本来の調査研究活動のために使う割合より人件費及び事務所費に対する支払いが多いということは、本来の調査研究活動に使う必要がないという証拠であり、政務調査費を使い切れない証拠でもある。ところが、残額を記載している議員は2名だけであり、他の38名は政務調査費交付額だけでは不足し自己資金を加えていると収支報告書に記載しており、極めて不自然である。

カ 2010年8月4日付け住民監査請求（以下「前回監査請求」という。）において、金沢市監査委員は「一部に不適切な支出が認められたが、いずれもその額は自己資金額より少なく、議員の不当利得により本市に損害を与えているとはいえず、返還請求すべき額が認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。」との結論を出すとともに、「(1)議長による使途基準等の周知徹底について、(2)議会事務局の予算執行部局としてのチェック体制の確立及び強化について、(3)親族等に対する政務調査費支出について、(4)今後の政務調査費のあり方について」の4項目の意見を添えて公表したが、この監査結果は政務調査費の最近の裁判例からみれば違法支出であると認識しており、最近の裁判例を判断基準としていたならば、政務調査費を返還すべきであるとする是正措置勧告となっていたと言わざるを得ない。

## (2) 措置要求の要旨

ア 請求人は、金沢市長が事実証明書(1)記載の各議員に対する各返還金額（計13,718,078円）を金沢市へ返還するよう求める。

イ 政務調査費使途基準の「その他の経費」項目の例示規定を削除し、政務調査費支出の実態を把握するための個別外部監査を直ちに実施し、議員の政務調査費月額を7万円減額し、「議員交付」を「会派及び議員交付」と改める条例改正等の必要な措置をとるよう、是正勧告することを求める。

[請求人から提出された事実を証する書面]

違法支出額 & 返還金額（金沢市議会議員平成21年度政務調査費）

平成21年度政務調査出納簿（下沢広伸議員）

- 平成21年度政務調査出納簿 (高岩勝人議員)
- 平成21年度政務調査出納簿 (野本正人議員)
- 平成21年度政務調査出納簿 (川裕一郎議員)
- 平成21年度政務調査出納簿 (小阪栄進議員)
- 平成21年度政務調査出納簿 (秋島太議員)
- 平成21年度政務調査出納簿 (角野恵美子議員)
- 平成21年度政務調査出納簿 (清水邦彦議員)
- 平成21年度政務調査出納簿 (松村理治議員)
- 平成21年度政務調査出納簿 (久保洋子議員)
- 平成21年度政務調査出納簿 (宮崎雅人議員)
- 平成21年度政務調査出納簿 (黒沢和規議員)
- 平成21年度政務調査出納簿 (横越徹議員)
- 平成21年度政務調査出納簿 (田中展郎議員)
- 平成21年度政務調査出納簿 (上田章議員)
- 平成21年度政務調査出納簿 (苗代明彦議員)
- 平成21年度政務調査出納簿 (田中仁議員)
- 平成21年度政務調査出納簿 (松井純一議員)
- 平成21年度政務調査出納簿 (森尾嘉昭議員)
- ⑳ 平成21年度政務調査出納簿 (升起よみ議員)
- ㉑ 平成21年度政務調査出納簿 (増江啓議員)
- ㉒ 平成21年度政務調査出納簿 (安達前議員)
- ㉓ 平成21年度政務調査出納簿 (井沢義武議員)
- ㉔ 平成21年度政務調査出納簿 (澤飯英樹議員)
- ㉕ 平成21年度政務調査出納簿 (玉野道議員)
- ㉖ 平成21年度政務調査出納簿 (木下和吉議員)
- ㉗ 平成21年度政務調査出納簿 (宮保喜一議員)
- ㉘ 中核市議会の自動車リース料等
- ㉙ 中核市議員の政務調査費
- ㉚ 金沢市議会議員平成21年度政務調査費 用途の特徴
- ㉛ 事務所費と認められない支出

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

### (3) 個別外部監査を求める理由

議員選任監査委員2名の除斥で、金沢市監査委員2名による監査となることに加え、公正な監査結果が期待できないため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第252条の43第1項に基づく個別外部監査を求める。

#### 4 監査委員の除斥

監査委員のうち、議員選任の玉野道委員及び中西利雄委員については、直接の利害関係を有するので、自治法第199条の2の規定により除斥した。

#### 5 請求書の要件審査

平成23年1月25日付けで請求のあった本件職員措置請求書(以下「本件請求」という。)については、自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、同年2月14日に受理した。

#### 6 個別外部監査について

請求人が求めている個別外部監査については、個別外部監査によらなければならない特段の事情はなく、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認めず、監査委員により監査を行うこととした。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項及び監査対象部局

請求人の請求内容から判断し、平成21年度政務調査費のうち、請求人が違法支出とした人件費、事務所費、その他の経費（自動車リース料及び関連支出）が不適切な支出であるかどうか、市長が政務調査費の返還請求を怠っているかどうかを監査の対象とした。

監査対象部局については、議会事務局総務課とした。

## 2 関係人調査（その1）

政務調査費に係る収支報告書提出の際に添付する「領収書その他の当該支出に係る事実を証明する書類の写し（以下「添付書類」という。）」は、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第2号。以下「条例」という。）第14条により議長が保存しているため、自治法第199条第8項の規定による関係人調査として、議長に対し、請求人が違法支出と主張し、返還勧告を求めている支出についての添付書類の提出を求め、精査を行った。

## 3 請求人の陳述及び証拠書類の提出

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成23年2月24日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から事実証明書の追加として新たな証拠書類の提出があり、請求の趣旨を補足する次のような趣旨の陳述があった。

### (1) 人件費について

今回の請求対象である12名の議員の人件費支出の問題点は、議員が提出した職員雇用台帳及び領収書等の証拠書類からは、議員の行う調査研究活動を補助する業務をしていたとは認められず、このような事例の場合は多くの判例においては当該支出額の2分の1相当額を目的外の違法支出金額であると追認している。

### (2) 事務所費について

上田章議員が株式会社上善と締結したという建物賃貸借契約書の物件目録に記載されている当該宅地の所在地は、田上第五土地区画整理地内50街区5番6一般の一部であるが、当該番地の物件所有者は上田章議員である。また、苗代明彦議員が株式会社イチコーマックスと締結したという事務所賃貸借契約書に記載されている矢木3丁目70番地は当該会社の本店であるが、住宅地図によると同70番地4の所有者は苗代明彦議員であり、その一区画の同70番地5の部分が同会社となっていることから、会社本店の同70番地部分を含む物件所有者は苗代明彦議員である。

政務調査費月額18万円のうち、上田章議員は15万円を、木下和吉議員は10万円をそれぞれ賃貸借契約事務所費支出に充てていることについては、金沢市民から非難されている。

### (3) その他の経費（自動車リース料等について）

自動車を購入した議員は、自動車購入費だけでなく維持管理等に要する費用も議員報酬で支出しているため、リース車の車検代やタイヤ・オイル交換の支出を政務調査費の支出として認めることはできない。例えば、サラリーマンが毎月自分の賃金からマイカーローンを支払うが、ローンではなくリースに変更すると勤務している会社がリース料を支払うという話は聞いたことがない。

[新たに提出された証拠書類]（事実証明書の追加）

- ③③ 建物賃貸借契約書《株式会社上善&上田章》
- ③④ 領収証《事務所使用料、駐車場込の株式会社上善発行領収証》
- ③⑤ 事務所賃貸借契約書《株式会社イチコーマックス&苗代明彦》
- ③⑥ 住宅地図《株式会社イチコーマックスは苗代明彦の敷地内にある》
- ③⑦ 領収証《事務所借上げ代金（光熱水費、駐車場含）として（株）イチコーマックスが苗代明彦政務調査事務所へ発行した領収文書》
- ③⑧ 秋島太議員の領収証《トイレトペーパー等支出の証拠書類》
- ③⑨ 久保洋子議員の領収証《アクアマジック飲料代支出の証拠書類》
- ④⑩ 増江啓議員の領収証《ソファ代等支出の証拠書類》
- ④⑪ 澤飯英樹議員の領収証《複合機リース代支出の証拠書類》
- ④⑫ 横越徹議員の領収証《トイレトペーパー等支出の証拠書類》
- ④⑬ 横越徹議員の領収証《リース車車検代金支出の証拠書類》
- ④⑭ 田中仁議員の領収証《リース車タイヤ等代金支出の証拠書類》

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

#### 4 関係職員の陳述の聴取

自治法第242条第7項の規定に基づき、平成23年2月24日に議会事務局長及び議会事務局総務課長から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

##### (1) 政務調査費支出の確認について

議会事務局では、書類提出の際に、領収書等のコピーと出納簿の記載内容や、出納簿と収支報告書との整合性、収支報告書における収入額、項目ごとの支出額、支出の合計額及び残余额を確認し、金沢市議会政務調査費運用の手引き（以下「運用の手引き」という。）に基づく点検を行っている。

##### (2) 政務調査費の使途について

政務調査費については、議会や議員の活動の特殊性に鑑み、執行部等からの独立性を確保し、自主性を損なわないよう配慮されるべきものであり、議員が行う調査研究活動として「明らかに充てることができないもの」を除くものであれば、条例に定める使途基準に反する目的外の支出であるということとはできないと考えている。

本市では、政務調査費の使途について、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第4号。以下「規則」という。）に政務調査費を充てることができない経費が明示され、これらの具体的事例を運用の手引きに記載しており、政務調査活動が他の活動などと混在する場合には、按分及び限度額を示している。各議員は、「調査研究の目的が、市行政と関連性を有していること」、「政務調査費の各支出が調査研究の目的から見て合理性、必要性を有していること」、「支出金額が社会通念上相当と認められる範囲であること」という政務調査費執行に当たっての原則に留意の上、適正に処理し、書類が提出されているものと考えている。

#### 5 関係人調査（その2）

請求人が違法支出と主張し、返還勧告を求めている支出について、自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、各議員（27名）に対し、各支出項目ごとの調査票の提出を求め、必要に応じ事情を聴取するなど精査を行った。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

##### (1) 政務調査費制度の概要

###### ア 自治法の規定

自治法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定され、同条第15項では、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。

###### イ 本市における政務調査費の交付の経緯

自治法の規定を受けて、本市においては、平成13年3月に条例を制定し、同年4月1日から施行した。

条例の制定当時は、政務調査費の交付対象を「会派」とし、領収書についても収支報告書への添付は不要としていた。しかし、議員個人の説明責任・自己責任の明確化を図り、更なる透明化を図るために、平成20年6月に条例改正し、交付対象を「議員」へ変更し、すべての支出に対して領収書等の写しの添付を義務付け、交付金額を月額25万円から月額18万円に減額している。

###### ウ 交付手続等

政務調査費の交付を受けようとする議員は、条例第5条の規定により、毎年度規則で定める交付申請書を議長を経由して市長に提出する。

市長は、条例第6条の規定により、交付する政務調査費の額を決定し、その旨を規則で定める通知書により議長を経由して当該議員に通知する。

前記の通知を受けた議員は、条例第7条第1項の規定により、四半期ごとに規則で定める請求書により市長に請求する。

市長は、前記の請求があった場合は、条例第7条第2項の規定により、速やかに政務調査費を交付する。前記の交付を受けた議員は、条例第10条第1項及び第2項の規定により、毎年4月30日までに、前年度

の交付に係る政務調査費について、規則で定める収支報告書に会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出する。議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、条例第12条の規定により、必要に応じ調査を行うこととされている。

議長は、収支報告書の提出があったときは、条例第11条の規定により、当該収支報告書の写しを市長に送付する。

#### エ 使途基準及び市長への返還

使途基準については、条例第8条の規定により、規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならないとされている。規則で定める使途基準には、研究研修費、調査旅費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費及びその他の経費の10項目が示されており、また、政務調査費を充てることができない経費として、「政党の活動に係る経費」、「慶弔費その他の交際費的経費」、「選挙活動に係る経費」、「後援会活動に係る経費」、「飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費」、「会派等又は個人の資産形成に係る経費」、「政務調査費以外の公費支出と重複する支出に係る経費」、「公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等の制限に抵触する経費」、「その他政務調査費としての支出が不適切な経費」、「使途不明の支出に係る経費」を掲げている。

市長は、条例第13条の規定により、政務調査費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員が当該年度において使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができるとしている。

#### オ 使途基準の目安

平成20年6月の条例改正に併せ、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す運用の手引きを作成している。運用の手引きにおいては、政務調査費執行に当たっての原則として、

調査研究の目的が、市行政と関連性を有していること。

政務調査費の各支出が、調査研究の目的からみて合理性、必要性を有していること。

支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。

を掲げるとともに、規則別表に記載している使途基準の例示のほかに「その他の例」を具体的に示し、使途基準を明確にしている。

### (2) 条例に基づく平成21年度政務調査費の交付等について

#### ア 交付

市長は、平成21年4月1日に交付申請書を受領し、交付する政務調査費の額を180,000円×12月=2,160,000円と決定、その旨を同日付で政務調査費交付決定通知書により、議長を経由して、各議員に通知している。

交付の決定通知を受けた議員は、四半期ごとに政務調査費の交付を市長に請求し、市長は、議員に対して四半期ごとに当該政務調査費540,000円を交付している。

#### イ 収支報告

条例に基づく平成21年度政務調査費については、平成22年4月30日までに各議員から議長に収支報告書が提出されており、議長は同年5月26日に市長に収支報告書の写しを送付している。

議会事務局においては、収支報告書の提出の際に、使途基準に沿った支出がなされているかどうかなど、事務的な確認を行っている。

## 2 判断

### (1) 監査基準について

本市の政務調査費は、自治法第100条第14項の規定を受けて制定した条例及び規則に基づいて交付されており、その使途基準についても条例第8条及び規則第5条で規定している。また、議会において自主的に定めた運用の手引きにより政務調査費の取扱いの運用指針が示されており、この中でさらに使途基準を明確にするための具体的な例示がなされている。

一方で、「議員の活動は様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査研究活動の市政との関連性、その目的、方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるもの（平成19年2月9日札幌高裁）」とされており、また、「自治法が議員の調査研究に資するため必要な経費として政務調査費を交付することができる」としているのは、議員に活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解されるから、政務調査費をどのように活用するかは、本

来、各議員の自律的判断に委ねられるべきもの、「調査研究活動に係る支出が使途基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、各議員の活動の自主性を尊重することも考慮すべきであるから、その活動が市政に関連するものであるか否かについての判断を含めて、その活動の具体的内容の当否を問題とするのではなく、整理保管を義務付けられているところの会計帳簿や領収書その他の関係書類の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に判断するのが相当である。(以上、平成22年3月26日青森地裁)」とした裁判例も出てきており、これらの考え方を踏まえ、前回監査請求時に、「政務調査費支出の適否についての具体的判断基準(以下「監査基準」という。))を設け監査を実施したところである。

そこで、本件監査に当たっても、前回監査請求時と同様の監査基準(別紙第2のとおり)に基づき、不適切な支出の有無について確認することとした。

(2) 人件費について

請求人は、「提出した支出証拠書類だけでは、議員が行う調査研究活動を補助する職員としての業務に専念していた人件費支出であるとは認められず、各支出額の2分の1は目的外の違法支出である。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した人件費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動を補助する職員を雇用する経費としての支払いの事実が認められた。また、関係人調査により、人件費支出の全額に政務調査費を充当している議員については、雇用した職員が他の業務を兼務せず、議員の行う調査研究活動の補助のみに従事していたことを確認した。よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(3) 事務所費について

請求人は、「提出されている支出証拠書類だけでは、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の支出であるとは認められず、各支出額の2分の1(清水邦彦議員は3分の2)は目的外の違法支出である。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した事務所費支出については、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な事務所費としての支払いの事実が認められた。また、関係人調査により、調査研究活動のために使用したかどうか確認したところ、政務調査費を全額充当した支出については、他の用途では使用せずに専ら調査研究活動のために使用していたとの申立てがあり、一部を按分して政務調査費に充当した支出については、調査研究活動のためにも使用していたことを確認した。なお、添付書類確認の際、レシートに宛名が補記されていなかったものについては、関係人調査により、収支報告書を提出する際にレシートへの宛名の補記を失念したものであり、調査研究活動のための支出であることには間違いはないことを確認した。

また、請求人は、「議員本人の持ち物であるにもかかわらず議員が役員をしている法人との賃貸借契約を根拠として支出している家賃支出、トイレトーパー等の事務所維持管理費及び備品購入費ではない支出並びに高額計上している複合機リース料支出は、政務調査費使途基準の事務所費支出とは認められない。」と主張しているが、条例、規則及び運用の手引きには議員本人及びその親族との契約関係を制限する規定がないことや、請求人が例示している支出内容については、運用の手引きで規定する政務調査費を充てることができない経費の具体的事例にも該当しないことから、このことについても不適切な支出とはいえず、請求人の主張には理由がない。

(4) その他の経費(自動車リース料等)について

請求人は、「自動車のリース代については、車社会の今日では議員報酬で支出すべきであり、議員の行う調査研究活動のために必要であることの合理的理由が明らかであると認められる証拠書類を添付していないので、政務調査費支出としては認められない。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した自動車リース料支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、調査研究活動のために必要な経費としての支払いの事実が認められた。また、条例、規則及び運用の手引きでは証拠書類の添付を義務付けておらず、書類の添付がないことだけで不適切な支出であるとはいえず、請求人の主張には理由がない。

なお、請求人は、自動車リース料のほかに「リース車の部品交換費用、タイヤ・オイル交換、車検代」を政務調査費支出として認めることは不合理であり、すべて目的外の違法支出であると主張している。運用の手引きでは、政務調査費を充てることができない経費の具体的事例として「自動車の維持管理経費(自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代)」が挙げられているが、該当議員に対する関係人調査によると、「議会事務局に照会したところ、リース車に係る費用については、リース料に係る充当限度の範囲内であれば政務調査費を

充てることができるとの回答を得ている。」とのことであり、これを受けて、議会事務局に確認したところ「弁護士及び公認会計士に見解を求めた上で、問い合わせのあった議員に対し上記どおりの回答をしている。」ということであった。

確かに、運用の手引きには、車検代等の自動車維持管理経費に政務調査費を充てることができない旨記載されているが、リース料への政務調査費充当は認められており、リース形態によってはリース料の中に車検代等の自動車維持管理経費が含まれている場合もあることから、リース車に係る維持管理経費をリース料とは別に支出している場合も、その経費への政務調査費の充当を認めることには合理性があると判断した。よって、これらについても不適切な支出であるとはいえず、請求人の主張には理由がない。

(5) その他

請求人が勧告を求めている「政務調査費使途基準の『その他の経費』項目の例示規定の削除」、「政務調査費支出の実態を正確に把握するための個別外部監査の実施」、「政務調査費月額7万円の減額及び『会派及び議員交付』と改める条例改正等の必要な措置」については、いずれも自治法第242条第1項に規定する、住民監査請求の対象とする「行為又は怠る事実」には該当しないものと解した。

(6) 関係職員の怠る事実の存否

議会事務局では、平成21年度政務調査費収支報告書の収入支出項目の金額の合計に誤りがないかなど、事務的な確認を行っており、残額が発生している議員に対しては、条例第13条の規定により返還請求を行っている。

今回の住民監査請求に係る監査を実施したところ、不適切な支出が認められなかったことから、市長及び関係職員に不当利得の返還請求を怠る事実が存するとはいえない。

(7) 結論

以上のとおり、不適切な支出は認められず、返還請求すべき額が認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

3 意見

前回監査請求においては、平成22年9月にその請求を棄却するとともに、4項目の意見を付したところであるが、その意見を受けて市議会政務調査費検討会が設けられ、運用の手引きに記載されている使途基準に従うよう議長が全議員に対し文書で通達することにより使途基準の周知徹底を図り、議員本人や親族が代表を務める法人への支出については一定の制限を設ける方向で検討するなど、政務調査費支出の適正化に向け取り組んでいることは評価できるところであり、今後とも前回の監査意見を踏まえ、その取組を早急かつ継続的に行うことが望まれる。

本件請求において監査対象となった平成21年度政務調査費については、不適切な支出と認定されたものはなかったが、前回の監査以前に執行されたものであることから、平成20年度政務調査費と同様に、領収書の要件に不備があったものの関係人調査によりその内容の妥当性が確認されたものが見受けられたので、今後の政務調査費の取扱いに留意されたい。

特に、リース車に係る維持管理経費の取扱いについては、議会事務局が議員からの問い合わせに対し、弁護士等に見解を求めた上で政務調査費の充当を認めているが、このことは運用の手引きには反映されておらず、その他の質疑応答の内容とともに、議会事務局の内規として取り扱っており、使途の透明性確保の観点から好ましいとはいえない状況である。今後は、質疑応答の内容を運用の手引きに掲載し、随時更新のうえ各議員に通知するなど、議員の適正な政務調査費支出に資するよう取り組まされたい。

(別紙第1)

職員措置請求書  
金沢市長に対する措置請求

原文のまま掲載し、関連条例や規則が記載されている別紙1及び事実証明書のうち(1)以外の内容の掲載は省略した。

第1 請求の趣旨

- 1 政務調査費は、地方自治法第100条第14項、第15項に基づく金沢市議会政務調査費の交付に関する条例及び金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の使途基準によって、その支出内容が規定されている。(別紙



## 1 参照)

- 2 ところで、議員の活動には「私的活動」と「議員活動」があり、「議員活動」の中には調査研究活動とそれ以外の議員活動（「議会活動」「政治活動」「後援会活動」「選挙準備活動」「選挙活動」等）がある。

そして、議員活動は、いろいろな種類の活動が混在していて区分ができない場合が多い。例えば、「市政報告」には一般に、市政の広報・広聴の要素があると同時に、後援会活動、選挙準備活動の要素もある。

政務調査費は、一種の補助金であり、調査研究活動のためだけに支出することとされている。したがって、種々の要素が混在する活動の費用の全額を政務調査費として支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することとなる。人件費と事務所費の支出の場合においては種々の要素が混在する支出である。

- 3 金沢市議会議員の平成21年度政務調査費には、次のとおり、使途基準に反する目的外の違法支出が含まれている。

人件費は、『議員が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費』である。

人件費を支出している大半の議員の支出は、提出した支出証拠書類だけでは議員が行う調査研究活動を補助する職員としての業務に専念していた人件費支出であるとは認められない。

そのため、野本正人議員、川裕一郎議員、小阪栄進議員、松村理治議員、田中展郎議員、横越徹議員、苗代明彦議員、松井純一議員、安達前議員、井沢義武議員、木下和吉議員及び宮保喜一議員の12名の人件費支出については、各支出額の2分の1は目的外の違法支出である。

事務所費は、『議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（例）事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等』である。

事務所費支出の多くは、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の支出であると認められる事務所費支出であると認められる証拠書類がない。すなわち、提出されている証拠書類だけでは議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の支出であるとは認められない。

事務所費支出と認められない支出を除く事務所費支出は、各支出額の2分の1が目的外の違法支出である。（ただし、清水邦彦議員は3分の2と申告）

ところで、上田章議員、苗代議員は、議員本人の持ち物であるにもかかわらず、各議員が役員をしている法人と当該議員の賃貸借契約書を締結した上で、毎月家賃を支出し、法人発行の領収書まで添付している。しかし、法人の所有物件ではない物件について当該法人は、上記契約書を締結することはできず、毎月の家賃受け取り領収書も発行できない。

上田議員は政務調査費月額18万円の中で15万円も家賃支出している。

よって、賃貸借契約を根拠として支出計上している上田議員及び苗代議員の家賃支出は、政務調査費使途基準の事務所費に該当しない。

また、事務所の維持管理費、備品購入費ではないトイレトーパー、ティッシュ等の日用品、ハンガー、モップ代金、アクアマジック飲料代、お茶、お菓子等は、政務調査費使途基準の事務所費支出と認められていない。

そして、事務機器の賃借料は認められているものの、高額計上している澤飯英樹議員の複合機のリース料支出（毎月17,955円・支出総額215,460円）については政務調査費の事務機器の賃借料としては認められない。

高岩勝人議員、川議員、秋島太議員、角野恵美子議員、清水議員、松村議員、久保洋子議員、横越議員、田中仁議員、松井議員、升起よみ議員、増江啓議員、安達議員、井沢議員、澤飯議員、木下議員及び宮保議員の17名の議員の各支出については、議員が行う調査研究活動をしたとの証拠書類が添付されていない。議員が行う調査研究活動のために必要な事務所であり、なおかつ、調査研究活動だけに使用されている専用事務所であるとの証拠書類も添付されていない。

よって、上記17名の議員の事務所費支出については、清水議員を除く各支出額の2分の1及び清水議員の3分の2は目的外の違法支出である。

その他の経費は、『上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費である。（例）携帯電話の利用料金、自動車の燃料費又はリース料等』である。

その他の経費は、政務調査費使途基準の他項目と異なり、一般的に予定されていない議員の行う調査研究活動のために必要であると認められる場合にだけ支出が認められる経費である。

「携帯電話の利用料金」、「自動車の燃料費」、「（自動車の）リース料」については、ここに例示されていることで無条件で支出対象として認められるとの誤解を招くので、記載自体が不適切であり、削除されるべきで

ある。

議員の行う調査研究活動にどうしても必要である例外事由が明らかにしていない場合には、政務調査費支出として認められない。

特に「自動車のリース料」については、車社会の今日では議員報酬から支出すべきものであり、金沢市を除く中核市においては政務調査費使途基準に例示されていない。自家用車の購入費は政務調査費の支出と認められていない以上、自動車ローンのように毎月支出されている自動車のリース料、リース車の部品交換費用、オイル交換、タイヤ・オイル交換、車検代を政務調査費支出として認めることは不合理である。

自動車のリース料を毎月支出している下沢広伸議員、川議員、秋島議員、久保議員、宮崎議員、黒沢和規議員、横越議員、田中仁議員、森尾嘉昭議員、安達議員、澤飯議員、玉野道議員及び木下議員の13名の議員は、議員の行う調査研究活動に必要であった等の合理的事由が明らかであると認められる証拠書類を添付していないので、政務調査費支出としては認められない。

澤飯議員を除く議員は2分の1充当金額を支出計上し、澤飯議員は毎月3万円を支出計上している。

自動車のリース料を支出している13名の議員の自動車のリース料支出及び関連支出は、すべて目的外の違法支出である。

- 4 人件費及び事務所費の合計額が政務調査費の総支出額の3分の1を占めている議員は、金沢市議会議員40名の半分以上で、実に25名であった。

木下議員は88%、上田議員は80%、宮保議員は78%、松井議員は68%、井沢議員は63%、川議員は60%、苗代議員は59%、増江議員は56%、安達議員は55%、澤飯議員、松村議員、及び横越議員の3議員は49%である。これらの議員は、人件費及び事務所費の支出額が「異常な実態である」と指摘せざるを得ない。

このように、本来の調査研究活動のために使う割合より、人件費及び事務所費の支出が多いということは、本来の調査研究活動に使う必要がないという証拠である。裏返せば、調査研究活動の支出すなわち本来の政務調査のための支出が少ないことを裏付けるものである。

これらの異常な支出実態は、中核市議員の政務調査費平均月額より1議員月額が7万円超も多額であるゆえに、政務調査費を使いきれない証拠でもある。

ところが、残額を記載している議員は大桑進議員の4,358円、升議員の44,273円の2名だけであって、38名の議員は政務調査費の交付額だけでは不足しており自己資金を加えていると政務調査費収支報告書に記載している。多くの政務調査費収支報告書の記載内容は極めて不自然である。

- 5 金沢市議会議員の平成20年度政務調査費（平成20年7月から平成21年3月まで）の支出において15,167,499円が不当利得であるとして返還請求を求めた2010年8月4日付け住民監査請求において、金沢市監査委員は、『一部に不適切な支出が認められたが、いずれもその額は自己資金額より少なく、議員の不当利得により本市に損害を与えているとはいえず、返還請求すべき額が認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。』との結論を出すとともに、次の4項目の意見を添えて公表した。

- (1) 議長による使途基準等の周知徹底について

『議長においては、収支報告書提出後の点検調査はもちろんのこと、議員に対し、改めてその条例、規則及び運用の手引きで規定されている使途基準や領収書等の取扱いについて周知徹底することが望まれる。』

- (2) 議会事務局の予算執行部局としてのチェック体制の確立及び強化について

『予算執行部局でもある議会事務局においては、公金である政務調査費支出についての説明責任を果たす必要があることは当然のことであり、議長保管の添付書類を確認することが可能となるよう所要の措置を講じることが望まれる。』

- (3) 親族等に対する政務調査費支出について

『今回の監査対象となった費用についても、各議員の関係人調査により、親族（生計を一つにしていない。）を雇用し人件費を支出しているものや、議員本人や親族が代表者等の機関となっている法人と契約し、事務所や駐車場の賃借料やリース料を支出している例が見受けられる。政務調査費は、あくまで公金の支出であり、たとえ生計を一つにしていなくても、親族関係のある個人や法人への支出に政務調査費を充当する場合には、金額及び相手方選定の合理性などについて、市民に説明できるものでなければならず、議会においては、政務調査費の親族等への支出について十分な検討を加えることが望まれる。』

- (4) 今後の政務調査費のあり方について

『議会においては、他自治体の監査結果及び裁判例等を注視しながら、運用の手引き等の適時適切な見直し

を図るとともに、使途の透明性を確保し政務調査費制度に対する市民の信頼に応えるよう期待する。」

上記監査結果は、政務調査費の最近の裁判例からみれば違法支出であると認識している。それは、最近の裁判例等を注視して運用の手引きを適切に見直すべきであるという内容の意見を添えたことでも明らかである。しかしながら、支出を政務調査費として容認する「運用の手引き」を、不適切であるか否かを判断する基準としたために、不適切な支出は3件しか認定できなかった。

すなわち、監査委員が最近の裁判例を判断基準としていたならば、不適切な支出が多く、政務調査費を返還すべきであるとする是正措置勧告となっていたと言わざるを得ない

- 6 請求人は、金沢市長が、 事実証明書(1)記載の各議員に対する各返還金額を金沢市へ返還するように求めるとともに、 政務調査費使途基準の「その他の経費」項目の例示規定を削除し、 政務調査費支出の実態を正確に把握するための個別外部監査をただちに実施し、 議員の政務調査費月額を7万円減額し「議員交付」を「会派及び議員交付」と改める条例改正等の必要な措置をとるように、是正勧告することを求める。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を沿えて必要な措置を求める。

- 7 本件は、議員選出監査委員2名の除斥で金沢市監査委員2名による監査となることに加えて上記5監査結果の影響もあるので、公正な監査結果が期待できない。

そのため、本件は、地方自治法第252条の43第1項に基づく個別外部監査とすることを求める。

## 第2 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林木 則夫

## 第3 事実証明書

- (1) 違法支出額&返還金額(金沢市議会議員平成21年度政務調査費)
- (2) 平成21年度政務調査出納簿(下沢広伸議員)
- (3) 平成21年度政務調査出納簿(高岩勝人議員)
- (4) 平成21年度政務調査出納簿(野本雅人議員)
- (5) 平成21年度政務調査出納簿(川裕一郎議員)
- (6) 平成21年度政務調査出納簿(小阪栄進議員)
- (7) 平成21年度政務調査出納簿(秋島太議員)
- (8) 平成21年度政務調査出納簿(角野恵美子議員)
- (9) 平成21年度政務調査出納簿(清水邦彦議員)
- (10) 平成21年度政務調査出納簿(松村理治議員)
- (11) 平成21年度政務調査出納簿(久保洋子議員)
- (12) 平成21年度政務調査出納簿(宮崎雅人議員)
- (13) 平成21年度政務調査出納簿(黒沢和規議員)
- (14) 平成21年度政務調査出納簿(横越徹議員)
- (15) 平成21年度政務調査出納簿(田中展郎議員)
- (16) 平成21年度政務調査出納簿(上田章議員)
- (17) 平成21年度政務調査出納簿(苗代明彦議員)
- (18) 平成21年度政務調査出納簿(田中仁議員)
- (19) 平成21年度政務調査出納簿(松井純一議員)
- (20) 平成21年度政務調査出納簿(森尾嘉昭議員)
- (21) 平成21年度政務調査出納簿(升起よみ議員)
- (22) 平成21年度政務調査出納簿(増江啓議員)
- (23) 平成21年度政務調査出納簿(安達前議員)
- (24) 平成21年度政務調査出納簿(井沢義武議員)
- (25) 平成21年度政務調査出納簿(澤飯英樹議員)
- (26) 平成21年度政務調査出納簿(玉野道議員)
- (27) 平成21年度政務調査出納簿(木下和吉議員)
- (28) 平成21年度政務調査出納簿(宮保喜一議員)

- (29) 中核市議会の自動車リース料等  
 (30) 中核市議員の政務調査費  
 (31) 金沢市議会議員平成21年度政務調査費 用途の特徴  
 (32) 事務所費と認められない支出  
 (33) 建物賃貸借契約書《株式会社上善&上田章》  
 (34) 領収証《事ム所使用料、駐車場込の株式会社上善発行領収証》  
 (35) 事務所賃貸借契約書《株式会社イチコマックス&苗代明彦》  
 (36) 住宅地図《株式会社イチコマックスは苗代明彦の敷地内にある》  
 (37) 領収証《事務所借上げ代金(光熱水費、駐車料金)として(株)イチコマックスが苗代明彦政務調査事務所へ発行した領収文書》  
 (38) 秋島太議員の領収証《トイレトペーパー等支出の証拠書類》  
 (39) 久保洋子議員の領収証《アクアマジック飲料代支出の証拠書類》  
 (40) 増江啓議員の領収証《ソファ代等支出の証拠書類》  
 (41) 澤飯英樹議員の領収証《複合機リース代支出の証拠書類》  
 (42) 横越徹議員の領収証《トイレトペーパー等支出の証拠書類》  
 (43) 横越徹議員の領収証《リース車車検代金支出の証拠書類》  
 (44) 田中仁議員の領収証《リース車タイヤ等代金支出の証拠書類》

## 事実証明書(1)

金沢市議会議員

平成21年度政務調査費

## 違法支出額&amp;返還金額

単位(円)

	議員氏名	違法支出額	自己資金(返還金)	返還金額
1	下 沢 広 伸	252,000	35,433	216,567
2	高 岩 勝 人	266,971	2,011	264,960
3	野 本 正 人	268,000	48,972	219,028
4	川 裕 一 郎	848,435	251,758	596,677
5	小 阪 栄 進	357,000	10,425	346,575
6	秋 島 太	793,797	10,048	783,749
7	角 野 恵 美 子	411,365	265	411,100
8	清 水 邦 彦	566,656	23,027	543,629
9	松 村 理 治	589,892	204,486	385,406
10	久 保 洋 子	590,328	20,756	569,572
11	宮 崎 雅 人	185,220	25,862	159,358
12	黒 沢 和 規	269,710	16,047	253,663
13	横 越 徹	924,981	44,217	880,764
14	田 中 展 郎	300,000	30,431	269,569
15	上 田 章	1,871,733	242,132	1,629,601
16	苗 代 明 彦	912,000	238,497	673,503
17	田 中 仁	717,565	103,624	613,941
18	松 井 純 一	758,579	47,096	711,483
19	森 尾 嘉 昭	108,360	87,730	20,630
20	升 きよみ	64,725	44,273	20,452
21	増 江 啓	559,081	22,828	536,253
22	安 達 前	910,014	324,332	585,682

23	井 沢 義 武	747,681	184,002	563,679
24	澤 飯 英 樹	575,460	45,160	530,300
25	玉 野 道	204,120	297,826	-
26	木 下 和 吉	1,171,400	84,124	1,087,276
27	宮 保 喜 一	864,967	20,306	844,661
		16,090,040		13,718,078

## 金沢市議会議員

## 平成21年度政務調査費

## 違法支出額の内訳

単位 (円)

	議員氏名	人件費	事務所費	自動車リース料	違法支出額
1	下 沢 広 伸	0	0	252,000	252000
2	高 岩 勝 人	0	266,971	0	266971
3	野 本 正 人	268,000	0	0	268000
4	川 裕 一郎	347,200	380,490	120,745	848435
5	小 阪 栄 進	357,000	0	0	357000
6	秋 島 太	0	466,197	327,600	793797
7	角 野 恵美子	0	411,365	0	411365
8	清 水 邦 彦	0	566,656	0	566656
9	松 村 理 治	318,000	271,892	0	589892
10	久 保 洋 子	0	370,328	220,000	590328
11	宮 崎 雅 人	0	0	185,220	185220
12	黒 沢 和 規	0	0	269,710	269710
13	横 越 徹	270,700	299,197	355,084	924981
14	田 中 展 郎	300,000	0	0	300000
15	上 田 章	0	1,871,733	0	1871733
16	苗 代 明 彦	522,000	390,000	0	912000
17	田 中 仁	0	445,942	271,623	717565
18	松 井 純 一	350,000	408,579	0	758579
19	森 尾 嘉 昭	0	0	108,360	108360
20	升 きよみ	0	64,725	0	64725
21	増 江 啓	0	559,081	0	559081
22	安 達 前	254,675	435,991	219,348	910014
23	井 沢 義 武	360,000	387,681	0	747681
24	澤 飯 英 樹	0	215,460	360,000	575460
25	玉 野 道	0	0	204,120	204120
26	木 下 和 吉	391,400	600,000	180,000	1171400
27	宮 保 喜 一	307,500	557,467	0	864967
		4,046,475	8,969,755	3,073,810	16,090,040

(別紙第2)

政務調査費支出の適否についての具体的判断基準

## 基本的事項

## 1 政務調査費を充てることができない経費

規則(備考2)	運用の手引き(具体的事例)
1 政党の活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等</li> <li>・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費</li> <li>・政党組織の事務所経費(人件費を含む。)</li> <li>・その他自己の所属する政党活動、県連(政党等)活動に係る経費等</li> </ul>
2 慶弔費その他の交際費の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費</li> <li>・病気見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費</li> <li>・宗教活動に係る経費</li> <li>・専ら個人的な立場において支出すべき会費 (町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等)</li> <li>・各種団体への寄付金、支援金等</li> <li>・政党のパーティ及び政治資金パーティ出席経費</li> <li>・親睦を目的とする会合の会費</li> <li>・レクリエーション経費</li> </ul>
3 選挙活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙ビラ等の作成・発送に係る経費</li> <li>・選挙活動に係る事務所経費(人件費を含む。)</li> <li>・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費</li> </ul>
4 後援会活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費</li> <li>・後援会活動に係る事務所経費(人件費を含む。)</li> <li>・その他後援会活動に係る経費</li> </ul>
5 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用</li> <li>・社会通念上「市政の調査研究」のための会合を行うのに不適切な場所での飲食経費</li> </ul>
6 会派等又は個人の資産形成に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所(駐車場含む。)の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費(事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。)</li> <li>・自動車、バイク、自転車等の購入経費</li> <li>・カーナビ購入費(リース車両に設置されたもの以外)</li> <li>・自宅事務所の賃料</li> </ul>
7 政務調査費以外の公費支出と重複する支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会等の視察旅費との重複</li> <li>・費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費(タクシー代、ガソリン代等との重複)</li> </ul>
8 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他法令等の制限に抵触する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公職選挙法第199条の2の寄付に該当する経費</li> <li>・祭りへの寄附や差し入れ</li> <li>・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ</li> <li>・町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ</li> <li>・各団体等からの案内(催し物、会合等)に対する寄附行為 ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。</li> <li>・後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪</li> </ul>
9 その他政務調査費としての支出が	<ul style="list-style-type: none"> <li>・挨拶やテープカットだけの会合への出席費用</li> <li>・自動車の維持管理経費(自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代)</li> </ul>

不適切な経費	
10 使途不明の支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの</li> <li>・領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出</li> </ul>

2 領収書添付義務付け

【条例、規則】

条例第10条

政務調査費の交付を受けた議員は、規則で定める政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務調査費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

規則

備考 政務調査費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

(10) 使途不明の支出に係る経費

【運用の手引き】

参考 領収書のチェック要領

項 目	注 意 事 項
1 日 付	領収した日が記載してあること。
2 あ て 名	<p>議員名が記載してあること（会派共用費として支出するものについても、あて名を議員名とする。但し会派が業者等から徴収した領収書の写しを添付すること。）。</p> <p>*あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなどは不可</p> <p>( )あて名が 事務所（後援会事務所を除く。）となっているものであっても、申立書等により政務調査活動のために支出したことが確認されたものについては、政務調査費の充当を認める。</p>
3 発 行 者	記名押印がされていること。
4 金 額	支出した金額が記載されていること。
5 但 書 き	<p>何の代金か明確に記載してあること。</p> <p>*お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細など具体名の内訳が示されているものは可</p> <p>( )但書きが記載されていないものであっても、他の添付書類等からその内容を類推することが可能な場合は、政務調査費の充当を認める。</p>
6 印 紙	<p>領収書の記載金額3万円以上（消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額）の場合に貼付してあること。また、消印されていること。</p> <p>( )印紙が貼付されていないものであっても、その他の項目により、支払事実が確認できるものは、政務調査費の充当を認める。</p>
7 記 載 事 項 の 訂 正	訂正箇所にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者の押印（訂正印）がしてあること。
8 銀 行 等 の 振 込 金 受 取 書	銀行等の振込金受取書（ATM利用明細票など）は、日付、依頼人（議員名）、受取人及び金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど使途（内容）が明確なものに限り、領収書に代えることができる。
9 預 金 通 帳 の 写 し（クレジットカードの明細写し）	自動振替している経費がある場合、預金通帳の該当部分の写しを提出してください。クレジットカードの明細も同様です。

10	レ シ ー ト	レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。 *あて名の記載がないレシートはレシートにあて名を補記する。
----	---------	--------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 「注意事項」欄の( )は、前回監査請求時に加えたものである。

費目別用途基準

1 人件費

【条例、規則】

規則別表(第5条関係)「政務調査費用途基準」

議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費

【運用の手引き】

具体的な例(賃金、交通費など)

- ・職員の雇用については、様式第2号に記載し提出してください。  
生計を一つにする親族の雇用は認めないこととします。
- ・政務調査費出納簿作成に当たっては人件費の充当を認めます。
- ・政務調査費出納簿及び領収書についても、外部の専門家のチェックについて人件費の充当を認めます。

2 事務所費

【条例、規則】

規則別表(第5条関係)「政務調査費用途基準」

議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費  
(例)事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等

【運用の手引き】

その他の例

- ・事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料
- ・事務所通信費(電話代、テレビ受信料、インターネット料金等)
- ・事務所内の会合等において提供される茶菓子代
- ・その他の雑費(事務用品、消耗品等)
- ・政務調査費の充当が認められる事務所は、1か所に限ります。

按分等指針参照

事務所の要件

事務所経費については、次のような「事務所」としての要件を備えており、実際にそこが調査研究活動に使用されている場合に政務調査費を充当できるものとします。

なお、事務所等の不動産の購入費に政務調査費を充当することはできません。

- (ア) 事務所としての外形上の形態を有していること。
- (イ) 事務所としての機能(事務スペース、応接スペース、事務用備品等)を有していること。
- (ウ) 賃貸の場合には、議員が契約者となっていること。

また、事務所の賃借料を政務調査費で支出している場合は、賃貸借契約書の写しを領収書に添付するものとします。

事務所経費の按分方針

議員活動は、調査研究活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務調査費の充当に当たっては、各活動の実態に応じて按分して充当する必要があります。

ただし、議員活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの



議員の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくこととします。

【事務所を住居等と共用する場合】

可能な限り事務所の賃貸借契約、電話、ガス、水道等の契約を分散することが望ましいですが、手続き的に困難な場合は、現に調査研究活動に当てられている実態に応じて按分するものとします。

なお、住居等を兼ねた事務所の上下水道代金及び賃借料へは政務調査費を充当することはできないものとします。

事務所経費への充当限度額

事務所の形態に応じた費目別の政務調査費充当限度額（按分率の上限）の基準を以下のとおりとします。

事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目			
	光 熱 費	通 信 費	上下水道代金	賃 借 料
調査研究活動専用事務所	全 額	全 額	全 額	全 額
調査研究活動事務所 + 政治団体事務所	1/2	1/2	1/2	1/2
調査研究活動事務所 + 住居等	1/2	1/2	-	-
調査研究活動事務所 + 政治団体事務所 + 住居等	1/3	1/3	-	-

光熱費：電気料、ガス料金、灯油代等

通信費：固定電話代、テレビ受信料、インターネット料金等

事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算定する際の基準例

なお、上記の按分率を算出するに当たっては、次の算出によるものとします。

(ア) 基本的な按分率（住居等を兼ねた事務所を除く。）

調査研究活動（A%）

調査研究活動（A%） + 議員活動（B%） + 政治団体活動（C%） + その他の活動（D%）

(イ) 住居等を兼ねた事務所の光熱費に係る按分率（面積按分）

調査研究活動（A%）

[調査研究活動（A%） + 議員活動（B%） + 政治団体活動（C%） + その他の活動（D%）]

× 事務所部分面積（ m<sup>2</sup>） / 全体面積（ m<sup>2</sup>）

(ウ) 住居等を兼ねた事務所の通信費に係る按分比率（日常生活用務を加えて按分）

調査研究用務（A%）

調査研究用務（A%） + 議員用務（B%） + 政治団体用務（C%） + その他の用務（D%）

+ 日常生活用務（E%）

3 資料作成費

【条例、規則】

規則別表（第5条関係）「政務調査費用途基準」

議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費

（例）印刷製本費、翻訳料、事務機器の購入費又は賃借料等

【運用の手引き】

その他の例

- ・原稿料
- ・資料作成に係るフィルム代、現像代
- ・事務機器の購入費又は賃借料（資料作成に係るものに限る）は、事務所費を計上しない場合、ここで支出してください。

4 その他の経費

【条例、規則】

規則別表（第5条関係）「政務調査費使途基準」

上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

(例) 携帯電話の利用料金、自動車の燃料費又はリース料等

【運用の手引き】

- ・携帯電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を1万5千円/月とします。
- ・自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を2万円/月とします。
- ・自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を3万円/月とします。
- ・事務所が自宅と兼用になっていない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合、自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1/2とし、限度額を1万円/月とします。

平成23年(2011年)3月24日 印刷

発行人

金 沢 市

平成23年(2011年)3月24日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

(株) 共 栄